

○みよし市雨水貯留タンク設置事業補助金交付要綱

平成29年4月1日

改正 平成30年3月16日

平成31年3月22日

平成31年4月25日

令和3年3月23日

令和3年8月3日

令和4年4月15日

令和4年7月22日

令和5年3月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号）に定めるもののほか、みよし市雨水貯留タンク設置事業補助金の交付について、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市民自らが雨水貯留タンクを設置することにより、河川等への急激な雨水流入を抑制することで、洪水及び浸水被害の軽減に寄与し、雨水の有効活用を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留タンク 雨どい（たてどい）から雨水を一時的に貯留するための施設であり、地上据置型の貯水容量が100リットル以上のものであって市販の未使用のものをいう。
- (2) 材料費 雨水貯留タンク、設置に不可欠なバルブ、配管、専用の架台等の機材をいう。
- (3) 設置費 雨水貯留タンクの設置に要する費用（材料費を除き、運搬費及び工事費を含む。）をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、市内に住所を有し、自ら居住する住宅等（店舗等との併用住宅を含む。）に雨水貯留タンクを購入し設置するもの

であって、市税の滞納をしていない者とする。

(補助対象基数)

第5条 補助金の対象となる雨水貯留タンクの基数は、当該年度につき1世帯当たり1基とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、材料費及び設置費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、20,000円を限度とする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費は、材料費及び設置費とする。

(交付の申請)

第8条 申請者は、事業に着手する前にみよし市雨水貯留タンク設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の位置図
- (2) 雨水貯留タンクの規格及び構造がわかる書類
- (3) 雨水貯留タンク設置に要する費用を明示した見積書の写し又はこれに準ずる書類
- (4) 雨水貯留タンク設置予定場所の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは補助金の交付を決定し、みよし市雨水貯留タンク設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の内容審査の結果、補助金の交付を不適当と認めたときは、みよし市雨水貯留タンク設置事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(計画の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業等の計画変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、直ちに市長にみよし市雨水貯留タンク設置事業計画変更承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の設置の内容を表した書類
- (2) 変更後の費用を明示した見積書等

2 市長は、前項の規定による補助事業等計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは、前条第1項の決定を変更することができる。

3 市長は、前項の変更をしたときは、みよし市雨水貯留タンク設置事業補助金変更決定通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、事業完了後15日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、みよし市雨水貯留タンク設置事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 雨水貯留タンク設置に要する費用を明示した領収書の写し

(2) 雨水貯留タンク設置状況の確認ができる写真

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定等）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付額を確定し、みよし市雨水貯留タンク設置事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の調査において、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

（補助金の交付）

第13条 前条第1項の規定により補助金の交付額の確定を受けた者は、速やかに、みよし市雨水貯留タンク設置事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、補助事業者へみよし市雨水貯留タンク設置事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するとともに、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。

(3) 補助金の交付対象となった施設を故意に破壊し、又は雨水貯留以外の用途に転用したとき。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成30年3月16日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日）

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（平成31年4月25日）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和3年3月23日から施行する。

附 則（令和3年8月3日）

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前のみよし市雨水貯留タンク設置事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されているみよし市雨水貯留タンク設置事業補助金請求書の用紙は、改正後のみよし市雨水貯留タンク設置事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年4月15日）

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附 則（令和4年7月22日）

この要綱は、令和4年7月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月22日）

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。